

採石法に係る行政処分の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に係る行政処分を公表するに当たっての必要な事項を定め、もって、採石業者の意識の向上を図るとともに、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 次に掲げる各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表するものとする。

- (1) 法第32条の10第1項の規定による登録の取消し又は事業停止の命令
- (2) 法第33条の12の規定による認可の取消し又は岩石採取場における岩石の採取の停止の命令

2 次に掲げる各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表することができる。

- (1) 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令
- (2) 法第33条の13第1項の規定による岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを内容とする命令
- (3) 法第33条の13第2項の規定による採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを内容とする命令
- (4) 法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者が当該岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを内容とする命令

(公表の方法)

第3条 前条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) 茨城県ホームページ（技術革新課ホームページ）への掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は掲載日より2年以内とする。

(公表の時期)

第4条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、第2条第2項に規定する行政処分の公表であって、当該行政処分の名宛人が当該行政処分を履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次に掲げる各号のいずれかによる。ただし、ホームページに掲載する場合にあつては、内容を適宜、簡略化することができる。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(2) 第2条第1項第2号に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、採取場の所在地、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(3) 第2条第2項に規定する行政処分を行った場合

事業者名（代表者名を含む。）、住所、採取場の所在地、処分年月日、行政処分の内容、行政処分を行った理由及び命令を履行した場合はその旨

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。